

(証券コード 4196)
2023年12月7日
(電子提供措置の開始日 2023年11月30日)

株主各位



東京都渋谷区南平台町16番25号
株式会社 ネオマーケティング
代表取締役 橋本光伸

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のご下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://neo-m.jp/ir/library/sm/>

また、上記のほか、インターネット上のご下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年12月21日（木曜日）午後7時までに到着するよう議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2023年12月22日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都渋谷区南平台町16番25号 養命酒ビル2階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の
内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

後記「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

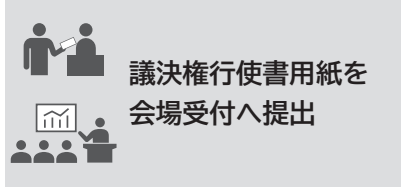
-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「連結注記表」「個別注記表」を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

議決権の行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

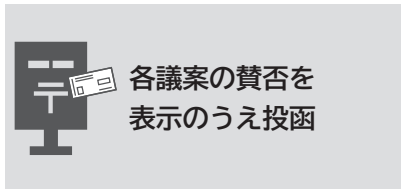
株主総会に当日
ご出席いただく
場合



株主総会開催日時
2023年12月22日(金)
午前10時

2

郵送(書面)にて
行使いただく
場合

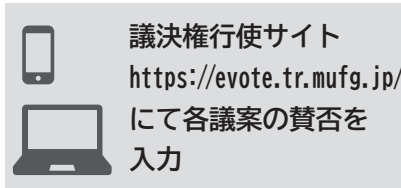


行使期限
2023年12月21日(木)
午後7時到着分まで

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

3

インターネットにて
行使いただく
場合
(パソコン、スマートフォン)



行使期限
2023年12月21日(木)
午後7時まで

インターネットによる議決権行使のご案内については、次頁をご参照ください。

議決権の行使に関する事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します）。
- (2) パソコン、スマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年12月21日（木曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「～Make Everyone Wonderful～私たちは人の心を満たす商品・サービスがあふれる社会を目指している」をビジョンに掲げ、企業のマーケティング活動を強力に支援するサービスを包括的に提供しております。

当連結会計年度における我が国の経済は、訪日インバウンド需要の回復や、新型コロナウイルス感染症の影響緩和により社会経済活動の正常化が進み景気回復の兆しが見られました。一方で円安や資源不足による輸入価格の高騰が、食品・日用品を含めた生活必需品の物価上昇圧力となる等、経済の見通しは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループは製造業を中心に様々な業界のお客様にサービスを提供しており、特定の業種業態に依存した構造ではないため、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行われていた社会経済活動の制約やその解除に伴った業績への影響は限定的なものとなっております。

日本企業は、イノベーションの推進、生産性の向上、人口減少のなかでの顧客創造といったテーマに直面し、急速に変化する市場環境の中でマーケティングのあり方そのものの見直しを迫られております。そういった課題背景のもと中長期的に当社グループが提供するマーケティング支援事業の需要が増大していくものと予想しております。

このような状況の中、当期は当社グループの認知向上施策やブランディング活動に注力いたしました。クライアント様の成功事例や当社の持つノウハウを記事コンテンツとしてサイトに掲載しリリース配信することで見込顧客獲得につながる導線を構築しました。

営業活動強化の取り組みといたしましては、マーケティングコンサルタント職を中心に積極的な採用活動を実施し、中長期的な受注体制及びサービス提供体制拡充に向けた活動に注力いたしました。

サービス強化の取り組みにおいては、原材料高騰の影響から値上げの検討が必要な企業様向けのサービス（パリューベースプライシングリサーチ）やAI活用時代におけるサービス実装を支援するサービス（ミステリーチャットサービス）といった、顧客が抱える課題やニーズに適応したサービス開発を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,275,453千円（前年同期比1.1%増）、営業利益311,608千円（同11.1%増）、経常利益313,467千円（同11.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益198,371千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期

純損失280,654千円)となりました。

なお、当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

サービス別の売上高は、以下のとおりです。

売上高内訳

内 容	金額 (単位：千円)	売上高構成比	前期比
インサイトドリブン	492,174	21.6%	102.8%
カスタマードリブン	859,742	37.8%	96.2%
デジタルマーケティング・PR	420,366	18.5%	130.1%
カスタマーサクセス・その他	503,169	22.1%	90.6%
計	2,275,453	100.0%	101.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は25,122千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、本社の増床に伴うオフィス構築費11,051千円、システム投資10,689千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、効率的な事業資金の調達を行うため、取引銀行2行と借入限度額200,000千円の当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越にかかわる借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい経営環境の中で常に新しいマーケティングソリューションを生み出し続けることによって着実に成長を続けており、顧客とともにイノベーションを創造し価値ある情報サービスを提供することにより事業規模の拡大を推進するために、以下の課題に重点的に対処してまいります。

① 採用、教育体制の構築

当社のマーケティングコンサルタントが、当社グループが提供するサービスについての知識やノウハウを吸収し、顧客に対する提案力を向上させていくためには、相当程度の時間を要することが課題となっております。当社グループの提供するサービスに適応力の高い優秀な人材を採用するため、全社一丸となって採用に取り組むとともに、人的資本への投資の観点からもいち早く効率的に戦力化するための教育プログラムの開発に取り組んでまいります。

② 自社マーケティングの強化

当社グループが見込顧客と接点を持つきっかけとして、お問い合わせをさせていただくための導線や仕掛けの構築を含めた自社のマーケティング活動が重要になります。自社メディアを活用した導線強化や見込顧客を顧客化していく仕組みの構築に取り組んでまいります。

③ デジタルトランスフォーメーションへの対応

当社グループは、社会が急激にデジタルトランスフォーメーションに舵を切り、インフラやデバイスの技術革新が激しい環境の中で、当社グループが継続的に成長し続けるためには、新技術の有用性を見極めと適時の対応を行うことが重要な課題であると考えております。次々と登場する新技術やデバイスを吟味し応用していくことが重要であると認識し、必要な対応や積極的な投資を行ってまいります。

④ ブランディングの強化

当社グループが見込顧客から指名されて業務を委託いただく、あるいは企画コンペティションに参加する確率を上げるためには、当社グループの知名度を相当程度向上させていく必要があると認識しております。そのためには独自サービスを提供することで既存顧客を成功に導き、その事例を自社サイトに掲載することで知名度の向上とブランディングの強化に取り組んでまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社グループは、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容の拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後も、明確な役割の設定と各階層への適切な権限移譲を行うことでよりスピード感をもった経営を進めるとともに、一層のガバナンス強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2020年9月期)	第22期 (2021年9月期)	第23期 (2022年9月期)	第24期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	1,427,555	1,829,276	2,251,134	2,275,453
経 常 利 益 (千円)	173,652	286,536	280,059	313,467
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	116,650	206,002	△280,654	198,371
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	50.24	88.79	△112.35	80.50
総 資 産 (千円)	982,064	1,500,514	1,359,655	1,376,619
純 資 産 (千円)	211,887	797,019	522,251	652,722
1株当たり純資産額 (円)	95.53	325.58	207.81	265.18

- (注) 1. 当社では、第22期より連結計算書類を作成しております。なお、第21期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2020年9月期)	第22期 (2021年9月期)	第23期 (2022年9月期)	第24期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	1,326,165	1,708,788	2,058,004	2,142,522
経 常 利 益 (千円)	164,497	244,187	288,172	327,325
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	117,428	173,332	△305,133	225,368
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	50.58	74.71	△122.15	91.46
総 資 産 (千円)	1,018,280	1,504,430	1,329,800	1,488,732
純 資 産 (千円)	266,708	820,920	521,673	679,141
1株当たり純資産額 (円)	120.25	335.34	207.58	275.91

- (注) 1. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年9月30日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
パイルアップ株式会社	8,000千円	100.0%	マーケティング支援事業
株式会社セールスサポート	1,500千円	100.0%	マーケティング支援事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、クライアント企業のマーケティングプロセスを独自の「マーケティングフレームワーク4K」を使って一気通貫にサポートできることを特長としています。「4K」とは、生活者インサイトの発見(カクシン)からプロダクト開発(カイハツ)、プロモーション支援(カイク)からPDCAの実行(カイゼン)までを指します。当社ではそれぞれのマーケティングプロセスにおいて各種ソリューションを自社リソースで網羅的に提供可能であることが強みとなっております。

当社グループは、その特長を生かし、お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。

サービス名	サービスの内容
インサイトドリブン	定性調査を核としたイノベーション創造マーケティングです。特徴的な事例としては、デザイン思考をベースとしたエクストリームユーザー(極端な消費者)の行動観察調査を実施し、インサイトを発見することにより、共創ワークショップでアイデア・コンセプトまで創り上げるといったものがあります。
カスタマードリブン	定量調査を核とした顧客起点マーケティングです。特徴はマーケティング施策に活用できるよう顧客セグメントを明確化し、カスタマージャーニーを解析することにより、顧客起点のプロモーション施策の戦略立案・実行後の検証まで一気通貫でクライアントに伴走するという点です。

サービス名	サービスの内容
デジタルマーケティング・PR	デジタルマーケティング戦略設計にあたり、顧客起点でお客様の課題に合わせてWeb広告に関する戦略立案から作成、運用、効果検証まで一貫したコミュニケーション戦略を設計・実行するサービスです。PRは、認知拡大・ブランディングを目的としたPR支援サービスです。特徴的な事例としては、心理ロイヤリティやエボクトセットを指標とし、クライアントの目指すあるべきブランド像や世界観を、カスタマードリブンサービスによって明確化したターゲットに対して届けるといったものがあります。
カスタマーサクセス	生活者起点の分析により、自社の商品やサービスが「顧客の成功体験」に寄与できるように、積極的支援を行う企業姿勢と、そのための戦略・施策を提供するサービスです。特徴的な事例としては、クライアントのお客様のゴール（＝成功）や失敗を理解したうえで、必要なアクションプランを企画立案し実行まで対応するサービスといったものがあります。神奈川県横浜市と沖縄県那覇市にカスタマーサクセスの拠点を設けており、電話・メールによる顧客対応はもちろん、AIチャットボットの品質評価やサブスクリプションモデルの課金ユーザー離脱防止プログラムにも強みを持っております。

(8) 主要な事業所（2023年9月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
大阪営業所	大阪府大阪市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
札幌営業所	北海道札幌市中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
沖縄なはマーケティングラボ	沖縄県那覇市
横浜オフィス	神奈川県横浜市中区
関西オフィス	兵庫県三田市

② 子会社

名称	所在地
パイルアップ株式会社	東京都渋谷区
株式会社セールスサポート	東京都渋谷区
株式会社Zero	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
90 (68) 名	6名減 (3名減)

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84 (62) 名	6名減 (8名減)	33.66歳	4.52年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年9月30日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	186,664
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社千葉銀行	25,004
株式会社東日本銀行	15,806

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,461,476株 (自己株式61,324株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,191名
- (4) 大株主(上位10位まで)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エムスリードリームインバスター	658,000	26.73
橋 本 光 伸	498,800	20.26
株 式 会 社 TRM ブ ラ ザ ー ズ	276,900	11.24
村 上 直	80,600	3.27
株 式 会 社 エ イ ジ ャ ッ ク	77,400	3.14
株 式 会 社 SBI 証 券	63,300	2.57
楽 天 証 券 株 式 会 社	61,900	2.51
荒 池 和 史	43,000	1.74
嶺 井 政 人	42,800	1.73
原 島 茂 雄	30,900	1.25

(注) 持株比率は、自己株式(61,324株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2016年6月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき33,000円（1株当たり83円）（注）
- ③ 新株予約権の行使条件 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2018年6月29日から2026年6月14日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	—	—	—
社外取締役（監査等委員）	3個	普通株式1,200株（注）	1人

2018年9月6日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき139,000円（1株当たり348円）（注）
- ③ 新株予約権の行使条件 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年9月7日から2028年9月5日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	15個	普通株式6,000株（注）	1人
社外取締役（監査等委員）	—	—	—

（注）2020年9月29日付で実施した株式分割（普通株式1株につき200株に分割）、2021年3月2日付で実施した株式分割（普通株式1株につき2株に分割）に伴い、「新株予約権の行使価額」及び「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	橋 本 光 伸	株式会社セールスサポート 代表取締役
取締役	荒 池 和 史	営業本部管掌 株式会社セールスサポート 取締役
取締役CFO	森 田 尚 希	管理本部管掌
取締役 (監査等委員)	藤 元 拓 志	藤元公認会計士事務所 代表 インヴィンシブル投資法人 監督役員 株式会社プライセン 監査役
取締役 (監査等委員)	原 島 茂 雄	J G A 税理士法人代表社員 J Glocal Accounting株式会社 代表取締役 J Glocal Accounting Co.,Ltd. (タイ王国) 代表取締役
取締役 (監査等委員)	中 川 達 也	染井・前田・中川法律事務所 パートナー パウダーテック株式会社 取締役 株式会社グッピーズ 監査役

(注) 1. 株式会社セールスサポートは当社の子会社であります。また、株式会社セールスサポート以外の兼職先と当社間に特別な関係はございません。

2. 取締役藤元拓志氏、原島茂雄氏、中川達也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 当社は、取締役藤元拓志氏、原島茂雄氏、中川達也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 取締役藤元拓志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役原島茂雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は以下のとおりです。

- ・当社では社外取締役としての独立性を重視しており、監査等委員の全員が社外取締役であること
- ・取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていること
- ・必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていること

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役3名（藤元拓志氏、原島茂雄氏、中川達也氏）と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の取締役（社外取締役を含む。）であり、被保険者の保険料を全額会社が負担しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について補填されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、違法行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、決定方針）を決議し、2021年12月24日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。

b. 決定方針の概要

- ・当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の個人別の報酬等は固定報酬のみ（毎月同額）とし、当該額は、他社の役員報酬や当社の従業員給与の水準との比較、中期経営計画の達成度を考慮したうえで、役位、職責、在任年数を総合的に勘案して、指名・報酬委員会での諮問を経て、今後1年分につき定時株主総会后に初めて開催する取締役会において合議のうえ承認して確定する。
なお、当社では、取締役に「役員賞与」「退職慰労金」「業績連動報酬等」「非金銭報酬等」を支給しない。
- ・当社では、取締役の固定報酬は、取締役の任期中に限り、当月分を翌月中に支払う。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただいております。その具体的な給付内容については、取締役会にて決定しております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内とご承認いただいております。その具体的な給付内容については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記①に記載のとおり、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において合議のうえ承認して確定しており、取締役その他の第三者に委任していません。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	38,359 (—)	38,359 (—)	— (—)	— (—)	3 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 社外取締役が連結子会社から受けている報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「4. 会社役員に関する事項(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には開示すべき関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況及び期待役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	藤元拓志	当期に開催した取締役会のすべて(19回中19回)及び監査等委員会のすべて(18回中18回)に出席しており、監査等委員会の委員長を務めるとともに、議案等について様々な提言を行っております。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の場において議案審議等に必要の発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	原島茂雄	当期に開催した取締役会のすべて(19回中19回)及び監査等委員会のすべて(18回中18回)に出席しており、議案等について様々な提言を行っております。主に税理士としての専門的見地から、税務面での情報提供を行うとともに、様々な企業の会計実務に関与している経験に基づき当社のガバナンス強化となる有益な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	中川達也	当期に開催した取締役会のすべて(19回中19回)及び監査等委員会のすべて(18回中18回)に出席しており、議案等について様々な提言を行っております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘する等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性等を確認し、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりであります。

I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、経営理念・ビジョン・アイデンティティ・事業コンセプトを策定し共有しており、当社グループの取締役及び使用人は、「6つのバリュー」に基づいて行動しております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人が、当社又は子会社における法令ないし定款等に違反する、あるいは違反の疑義がある行為等を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は内部通報システムに報告することとしております。報告に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議のうえ、是正措置を取るとともに再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させることとしております。
- 3 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めた場合は、取締役会ないしは代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとしております。
- 4 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、独立した立場から法令及び定款、社内規程等の遵守状況等について監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。
- 5 当社の取締役会は、各取締役の職務執行を監督するため、取締役会規程に基づき各取締役は業務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視及び監督することとしております。

II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 当社の取締役は、株主総会議事録や取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じとする。）を法令及び「文書管理規程」に基づき作成するとともに管理及び保存することとしております。
- 2 前項で定めた文書等は、各取締役及び会計監査人等が、必要に応じ閲覧ないし謄写可能なこととしております。

Ⅲ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会で決定しております。
- 2 当社の業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役がその対応に責任を持ち、重要なリスクについては取締役会で分析及び評価を行い、対応を決定することとしております。
- 3 当社グループにとって重要な投資については、収益性や事業戦略性、組織運営上のリスクを事前に取締役会で十分検討するとともに、事後的なモニタリングを随時実施しております。

Ⅳ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社は毎月定例の取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を実施しております。
- 2 当社は、当社グループの取締役及び使用人が共有する経営計画を年度ごとに策定し、各担当取締役は、グループ全体の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための方法を定めるとともに、定例の取締役会で目標達成の進捗状況についての報告を実施しております。
- 3 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」や「職務分掌規程」、「職務権限規程」でその責任者や執行手続等の詳細について定めております。

Ⅴ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 当社グループの業務執行の状況は、定期的にと取締役会において報告されております。
- 2 当社グループの経営に関する一定の事項については、当社の関連部署との協議を随時行うとともに、重要事項については当社の取締役会の承認を要することとしております。
- 3 当社子会社の取締役及び使用人は、当社からの経営管理や経営指導内容が法令ないしは定款等に違反すると認められる場合は、当社の監査等委員会又は内部監査室に報告することとしております。報告に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議のうえ、是正措置を取るとともに再発防止策を策定することとしております。

VI 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしております。
- 2 監査等委員会スタッフの任命や異動については、監査等委員会の事前の同意を要することとしております。
- 3 監査等委員会スタッフは、監査等委員会から指示を受けた場合に、当該指示された業務に関しては監査等委員である取締役以外の取締役からの指揮命令を受けないこととしております。

VII 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社グループの取締役及び使用人は、法令ないしは定款、社内規程等の違反行為他、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には速やかにその報告を行うこととし、また監査等委員会が業務や財産等の調査を行う場合は、積極的に協力することとしております。
- 3 当社の内部監査室は、内部監査の実施状況や内部通報制度への通報状況等を監査等委員会に定期的かつ適時に報告することとしております。

VIII 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会にいつでも直接報告を行うことができることとしており、当社グループは当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

IX 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社グループは、監査等委員会がその職務の執行に際し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、又は監査等委員会が独自に外部専門家をその職務執行のために利用した場合は、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要と認められない場合を除き、速やかに当該費用又は債務に応じ、処理することとしております。

- X その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 当社の各監査等委員は、その職務のため必要な場合、当社グループで開催される各会議に自由に参加できることとしております。
 - 2 当社の監査等委員会は、定期的に代表取締役や内部監査室、会計監査人と意見交換を行うこととしております。
- XI 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の付き合いをせず、毅然とした態度でその排除に努めることとしております。また、反社会的勢力より不当な要求を受けた場合は、警察等と連携し、断固拒否することとしております。
 - 2 当社グループは、反社会的勢力の情報を当社管理本部で管理することとしており、取引先との各種契約書等で反社会的勢力の排除を確認するとともに、当該情報を当社グループでの注意喚起等に利用しております。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 監査等委員会による監査・監督

- ・監査等委員会の委員長を主体として、全体会議その他社内での重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなどして業務執行の監督を行いました。また、沖縄はマーケティングラボ、大阪営業所、仙台営業所、札幌営業所、福岡営業所、横浜オフィス、関西オフィスの拠点に対する監査等を実施いたしました。
- ・監査等委員会は、内部監査室や会計監査人と定期的に協議の機会を設けております。

② コンプライアンス

- ・反社会的勢力の排除に関しては、管理本部が外部機関も利用し、関連情報の収集に努めました。
- ・「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施いたしました。
- ・法令等への違反、不正行為等の防止や早期発見を目的として、当社の内部監査室や社外取締役等を窓口とする「ネオほっとライン」を設置しております。
- ・内部監査室は、内部監査計画に基づき当社各部署及び子会社に対して内部監査を実施し、当該監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

③ リスクマネジメント委員会

- ・当社の業務執行において直面するリスクを網羅的に把握してリスクが高いまま放置されないうコントロールすることで業務を円滑に運営するため、リスク管理規程に基づき、四半期に一度、リスクマネジメント委員会を開催しました。
- ・リスクマネジメント委員会は、代表取締役を議長とし、業務執行取締役、監査等委員会委員長、執行役員、マネージャーで構成されております。

④ 指名・報酬委員会

- ・指名・報酬委員会を随時開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名及び報酬設計並びに個別報酬額について議論を行い、取締役会に諮問しました。

(注) 本事業報告記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表
(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	873,622	流動負債	466,251
現金及び預金	498,310	買掛金	74,257
受取手形及び売掛金	286,999	短期借入金	25,004
仕掛品	28,436	1年内返済予定の長期借入金	53,201
貯蔵品	7,406	未払金	34,996
その他	53,368	前受金	22,934
貸倒引当金	△898	リース債務	906
固定資産	502,997	未払法人税等	52,626
有形固定資産	40,131	未払消費税等	22,088
建物	31,317	パネルポイント引当金	77,218
リース資産	3,453	未払費用	83,291
その他	5,360	その他	19,726
無形固定資産	138,845	固定負債	257,645
のれん	125,939	長期借入金	251,620
ソフトウェア	12,906	リース債務	2,989
投資その他の資産	324,019	資産除去債務	3,036
繰延税金資産	67,173	負債合計	723,897
差入保証金	256,417		
その他	428	(純資産の部)	
		株主資本	652,722
		資本金	84,721
		資本剰余金	285,127
		利益剰余金	352,906
		自己株式	△70,032
		純資産合計	652,722
資産合計	1,376,619	負債・純資産合計	1,376,619

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,275,453
売上原価		1,203,196
売上総利益		1,072,257
販売費及び一般管理費		760,648
営業利益		311,608
営業外収益		
受取利息	4	
補助金収入	3,842	
その他	797	4,644
営業外費用		
支払利息	2,450	
支払保証料	334	2,785
経常利益		313,467
特別損失		
固定資産除却損	171	
リース解約損	129	300
税金等調整前当期純利益		313,166
法人税、住民税及び事業税	110,653	
法人税等調整額	4,142	114,795
当期純利益		198,371
親会社株主に帰属する当期純利益		198,371

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2022年10月1日残高	83,684	284,090	154,535	△59	522,251	522,251
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	1,036	1,036			2,072	2,072
親会社株主に帰属する当期純利益			198,371		198,371	198,371
自己株式の取得				△69,973	△69,973	△69,973
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—	—
連結会計年度中の変動額合計	1,036	1,036	198,371	△69,973	130,470	130,470
2023年9月30日残高	84,721	285,127	352,906	△70,032	652,722	652,722

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	754,647	流動負債	551,945
現金及び預金	399,298	買掛金	71,729
受取手形	8,400	短期借入金	25,004
売掛金	270,210	関係会社短期借入金	100,000
仕掛品	28,371	1年内返済予定の長期借入金	53,201
貯蔵品	7,380	リース債務	906
前払費用	33,232	未払金	35,574
その他	8,652	未払費用	83,290
貸倒引当金	△898	未払法人税等	47,597
固定資産	734,085	前受金	19,851
有形固定資産	40,131	預り金	18,600
建物	31,317	パネルポイント引当金	77,218
工具、器具及び備品	5,360	その他	18,972
リース資産	3,453	固定負債	257,645
無形固定資産	108,859	長期借入金	251,620
のれん	95,952	リース債務	2,989
ソフトウェア	12,906	資産除去債務	3,036
投資その他の資産	585,094	負債合計	809,591
関係会社株式	263,496	(純資産の部)	
長期前払費用	428	株主資本	679,141
繰延税金資産	64,752	資本金	84,721
差入保証金	256,417	資本剰余金	285,127
		資本準備金	37,097
		その他資本剰余金	248,030
		利益剰余金	379,325
		その他利益剰余金	379,325
		繰越利益剰余金	379,325
		自己株式	△70,032
		純資産合計	679,141
資産合計	1,488,732	負債・純資産合計	1,488,732

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,142,522
売上原価		1,167,718
売上総利益		974,803
販売費及び一般管理費		704,251
営業利益		270,552
営業外収益		
受取利息及び配当金	50,015	
業務受託料	2,912	
経営指導料	3,336	
補助金収入	3,842	
その他	437	60,543
営業外費用		
支払利息	3,436	
支払保証料	334	3,770
経常利益		327,325
特別損失		
固定資産除却損	171	
リース解約損	129	300
税引前当期純利益		327,024
法人税、住民税及び事業税	98,481	
法人税等調整額	3,174	101,656
当期純利益		225,368

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	83,684	36,060	248,030	284,090	153,957	153,957
当期変動額						
新株の発行	1,036	1,036		1,036		-
当期純利益					225,368	225,368
自己株式の取得						
当期変動額合計	1,036	1,036	-	1,036	225,368	225,368
当期末残高	84,721	37,097	248,030	285,127	379,325	379,325

	株 主 資 本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△59	521,673	521,673
当期変動額			
新株の発行		2,072	2,072
当期純利益		225,368	225,368
自己株式の取得	△69,973	△69,973	△69,973
当期変動額合計	△69,973	157,468	157,468
当期末残高	△70,032	679,141	679,141

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛 ㊤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネオマーケティングの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネオマーケティングの2022年10月1日から2023年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う

。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月27日

株式会社ネオマーケティング監査等委員会

監査等委員 藤 元 拓 志 ㊟

監査等委員 原 島 茂 雄 ㊟

監査等委員 中 川 達 也 ㊟

(注) 監査等委員藤元拓志、原島茂雄及び中川達也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

また、本議案は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 ハシモト ミツノブ 橋本光伸 (1975年10月25日生)	1999年4月 ㈱日本経済広告社入社 2000年10月 ㈱メディアインタラクティブ（現当社）設立 代表取締役（現任） 2015年11月 ㈱セールスサポート代表取締役（現任）	498,800株
取締役候補者とした理由		橋本光伸氏は、当社の代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。	
2	再任 アライケ カズフミ 荒池和史 (1976年3月24日生)	1999年3月 ㈱セブン-イレブン・ジャパン入社 2004年12月 ㈱クークー入社 2006年8月 イー・ガーディアン㈱入社 2008年12月 同社取締役 2012年6月 イーオベ㈱（現イー・ガーディアン東北㈱） 代表取締役 2015年12月 当社入社 事業企画室長 ㈱セールスサポート取締役（現任） 2016年12月 当社取締役（営業本部管掌） 2023年10月 当社取締役（サービス本部管掌）（現任）	43,000株
取締役候補者とした理由		荒池和史氏は、当社の取締役として、各ディビジョンをリードしてきた経験と実績を有しております。2016年12月から当社取締役に就任しており、当社グループのさらなる成長のため、引き続き選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	再任 モリタ ナオキ 森田 尚希 (1971年12月5日生)	1994年4月 ヨシコン㈱入社 2000年8月 ㈱フレームワークス入社 2007年11月 アルメックスPE㈱入社 2009年10月 アップサイド㈱入社 2012年4月 イー・ガーディアン㈱入社 2014年7月 ㈱レアジョブ入社 2018年10月 同社執行役員管理部門管掌 2020年4月 同社執行役員CFO 2022年10月 当社入社 執行役員CFO 2022年12月 当社取締役CFO(管理本部管掌)(現任)	—
取締役候補者とした理由		森田尚希氏は、管理部門における豊富な経験と幅広い知見を有しております。入社以来、CFOとして当社の成長戦略の立案のほか、管理体制の強化やコーポレートガバナンスの強化に尽力してきたことに加え、今後はコーポレートガバナンスのさらなる推進・強化への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 ハラシマ シゲオ 原 島 茂 雄 (1974年10月31日生)	1997年7月 加藤公認会計士事務所入所 2000年1月 森谷会計事務所入所 2005年3月 税理士登録 2006年5月 ㈱メディアインタラクティブ(現当社) 監査役 2006年7月 はらしま会計事務所所長(現JGA税理士法人代表社員)(現任) 2012年2月 ゲーシーズアカウンツ(現JGlocal Accounting)代表取締役(現任) 2013年12月 JGlocal Accounting Co.,Ltd(タイ王国)代表取締役(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	30,900株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割		原島茂雄氏は、税理士の資格を有しており、税務の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として委員の活発かつ建設的な意見の表明を促す等、同委員会の効果的・効率的な運営に資することを期待しております。	
2	再任 ナカガワ タツヤ 中 川 達 也 (1976年1月21日生)	2000年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 染井・前田法律事務所入所 2004年10月 染井・前田・中川法律事務所パートナー(現任) 2010年6月 パウダーテック㈱取締役(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 ㈱グッピーズ監査役(現任)	4,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割		中川達也氏は、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として、取締役候補者の選定及び役員報酬の決定に関し、公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献いただくことを期待しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	新任 ミハラ ユキオ 三原 宇雄 (1975年8月20日生)	2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年9月 ㈱レコフ入社 2007年3月 三菱UFJ証券㈱（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱）入社 2010年7月 ㈱みずほ銀行 入行 2014年4月 三原公認会計士事務所所長（現任） 2016年1月 ㈱レアジョブ監査役 2016年4月 マーブルメトリクス㈱代表取締役（現任） 2016年6月 ㈱レアジョブ取締役（監査等委員）（現任） 2020年4月 ㈱インフォキュービック・ジャパン監査役 2020年11月 一般社団法人日本ケアテック協会監事（現任） 2022年4月 ㈱ビーブリッド取締役（現任）	—
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	三原宇雄氏は、公認会計士の資格を有しており、会計の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として、取締役候補者の選定及び役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献いただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、原島茂雄氏及び中川達也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、三原宇雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 原島茂雄氏、中川達也氏及び三原宇雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者原島茂雄氏及び中川達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、三原宇雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 原島茂雄氏及び中川達也氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって8年です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。なお、以下の一覧表は各自が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における地位	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	法務 リスク管理	人事・労務 人材開発	財会 務計	IT テクノロジー
橋本 光伸	代表取締役	●	●				
荒池 和史	取締役	●	●				●
森田 尚希	取締役CFO			●	●	●	
三原 宇雄	取締役 (監査等委員)	●		●		●	
原島 茂雄	取締役 (監査等委員)	●				●	
中川 達也	取締役 (監査等委員)			●	●		

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間12,600株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額200百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。なお、現在の対象取締役は3名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は、2021年12月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は事業報告「4. (4) ①b. 決定方針の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を改定することを予定しており、本議案は当該改定後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等を決定するために必要なものであります。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2023年9月30日時点）に占める割合は0.5%とその希薄化率は軽微です。

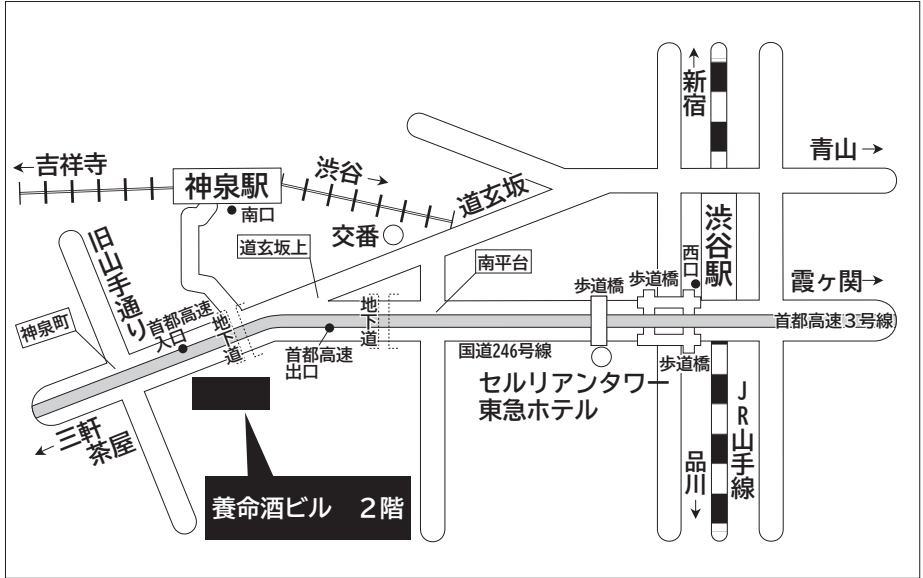
そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都渋谷区南平台町16番25号
養命酒ビル2階 会議室

電話：03-6328-2880（代表）



- 交通 ●JR渋谷駅西口（南改札）から徒歩約10分
●京王井の頭線 神泉駅南口から徒歩約5分

電子提供措置の開始日 2023年11月30日

第24期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結注記表
個別注記表

株式会社ネオマーケティング

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

パイルアップ株式会社

株式会社セールスサポート

株式会社Zero

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

イ 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ロ 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～30年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ パネルポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルへのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① インサイトドリブン、カスタマードリブン、デジタルマーケティング、PR、カスタマーサクセス

上記のサービスは、顧客との契約内容に応じて、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に

基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

② B to B マーケティング支援サービス

上記のサービスは、主に顧客との契約に基づき契約期間にわたり継続的に役務を提供する義務を負うため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	125,939千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、のれんの減損兆候の把握を行っております。のれんの減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,502千円

2. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を可能とするため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,522,800株
2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 69,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としており、資金調達については、事業計画に照らして必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金への充当を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後7年であり、一部を除き金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理を行っております。また、管理本部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについては、金融機関より情報を収集し定期的に契約条件の見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループ企業や各部署からの報告に基づき、管理本部が資金繰り表を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理して

おります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 長期借入金	251,620	252,195	575
(2) リース債務(固定負債)	2,989	2,915	△74
負債計	254,609	255,111	501

(※) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「1年以内返済予定の長期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	252,195	－	252,195
リース債務(固定負債)	－	2,915	－	2,915
負債計	－	255,111	－	255,111

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金、リース債務(固定負債)の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	48,304	60,000	60,000	44,958	38,358
リース債務(固定負債)	906	796	642	642	－
合計	49,210	60,796	60,642	45,600	38,358

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービス名	合計
(1) インサイトドリブン	492,174
(2) カスタマードリブン	859,742
(3) デジタルマーケティング・PR	420,366
(4) カスタマーサクセス	341,768
(5) BtoBマーケティング支援サービス	93,466
(6) その他	67,933
顧客との契約から生じる収益	2,275,453
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,275,453

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、支払条件につきましては、履行義務の充足後、契約に定める支払条件により短期のうちに支払いを受けております。主な支払条件は、顧客の検収完了から概ね1か月で支払いを受けており、重要な金融要素を含む取引はありません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	17,223
契約負債（期末残高）	22,934

(注) 契約負債は、主として、顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、16,233千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	265円18銭
1株当たり当期純利益	80円50銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …… 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …… 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 …… 主に定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

工具、器具及び備品 …… 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～30年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) パネルポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルからのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

インサイトドリブン、カスタマードリブン、デジタルマーケティング、PR、カスタマーサクセス

上記のサービスは、主に顧客との契約内容に応じて、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(のれんの評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
のれん	95,952千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、のれんの減損兆候の把握を行っております。のれんの減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。なお、当事業年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されておられません。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 27,502千円 |
| 2. 関係会社に対する債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 8,405千円 |
| 短期金銭債務 | 106,130千円 |

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を可能とするため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 28,468千円

売上原価 29,662千円

販売費及び一般管理費 1,316千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 6,260千円

営業外費用 985千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	24	61,300	－	61,324

(注) 自己株式の増加61,300株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、子会社株式評価損、資産調整勘定、パネルポイント引当金の否認等であります。

(繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産

未払事業税	4,537千円
パネルポイント引当金	25,826千円
未払賞与	9,885千円
子会社株式評価損	174,978千円
資産除去債務	3,756千円
資産調整勘定	21,238千円
その他	4,368千円
繰延税金資産小計	244,591千円
評価性引当額	△178,877千円
繰延税金資産合計	65,713千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	961千円
繰延税金負債小計	961千円
繰延税金資産の純額	64,752千円

関連当事者との取引に関する注記

当社と関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、次のとおりです。

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社セールスサポート	東京都渋谷区	1,500	マーケティング支援事業	(所有)直接100.0	役員の兼任 営業取引 経営指導	経営指導料の受取 (注)1	3,336	未収入金	1,797
子会社	株式会社Zero	東京都渋谷区	1,500	マーケティング支援事業	(所有)直接100.0	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 利息の計上 (注)2	100,000 985	短期借入金 (注)2 未払金	100,000 985

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料については、経営の管理・業務内容の妥当性を勘案し、協議のうえ契約により決定しております。

2. 借入金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	275円91銭
1 株当たり当期純利益	91円46銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。